

番号	質問	回答
1	自主事業に関する基準「年300時間」「週12時間」について	
	① 仮に午前9-13時の枠を利用して、1時間のみ教室を行う場合、カウントは4時間か、それとも1時間でしょうか？	利用区分は午前、午後、夜間の3区分（各4時間）ですが、自主事業に関しては、教室等の実施時間となります。ご質問の場合は1時間のカウントになります。
	② テニスコート2面を1時間使う場合は、カウントは2時間か1時間のどちらでしょうか？	テニスコートは、1面ごとの利用区分となっていますので、2面を1時間使用する場合は2時間でカウントします。
	③ 無料貸出施設や園路・自由広場を使う事業についてはカウント対象になりますか？	貸出施設の場合（無料であっても）はカウントしますが、貸出施設ではない場所の利用についてはカウント対象としません。
2	現在行われております自主事業の内容についてお示しください。	ヨガ教室、親子フィットネス教室、英会話、ギター教室、コミュニケーション講座、パンづくり教室、郷土芸術家作品展等
3	修繕費について、総額50万円を超えた場合、どのような対応になるのでしょうか？	小規模修繕が50万円を超えた場合は、年度末に精算し、その超えた金額を指定管理者に返還します。なお、50万円に満たない場合は、その満たない金額を市に返還していただきます。
4	各貸出区分の時間枠別の稼働率をお示しください。	※①午前 ②午後 ③夜間 多目的ホール：①57.2%②36.3%③41.8% 和室1・2：①51.1%②58.8%③9.9% 和室3：①58.8%②54.9%③23.7% 会議室：①63.3%②59.1%③51.4% 特別展示室：①24.7%②24.7%③貸出なし 学習室：①40.1%②49.1%③40.1%
5	仕様書の樹木剪定について、実際の剪定本数は、樹木の生長状況を見ながら柔軟に判断してもよいでしょうか？それとも、仕様書の剪定本数の遵守が必要でしょうか？	樹木の生育状況で柔軟に判断してください。なお、実際の選定本数と差異が生じる場合は協議が必要です。
6	委託事業に掲載されている5事業について	
	① 指定管理料とは別に市からの委託料はないとの理解でよろしいでしょうか？	委託事業に係る経費は指定管理料に含めています。
	② 本事業に係る収入・経費はすべて収支計画参考資料では事業収入・事業運営費に計上されているのでしょうか？	委託事業に係る経費は収支計画参考資料「事業収入・事業運営費」に計上されています。
③ 収支計画参考資料の中の事業参加料収入とは、どのような内容でしょうか？	委託事業として、テニス教室等を行っていただきますが、その受講料や参加料になります。	

7	委託事業以外に、本施設で定期的に行われている地域のイベント等がありましたら主要なものをお示してください。	猿投町ふれあい運動会・敬老会・クリスマス会・中山松本保育園夏祭りなど
8	芝刈り用のトラクターなどの作業機械について、園内の保管場所となる倉庫等がありますか？	運動広場脇に保管場所があります（運動器具庫兼用）。
9	現在の職員の配置人数・人員体制についてお示してください。	施設管理責任者1名、企画担当職員1名、管理運営職員7名 ※仕様書「11職員配置」を参照
10	管理運營業務仕様明細書内「野鳥飛来防止作業」とはどのような内容でしょうか？	害鳥の飛来を防止（寄り付かなくする）する作業になります。具体的には害鳥がとまりにくくする粘着性のある忌避剤をフェンス等に塗布したり、臭いで寄せ付けない臭覚性の忌避剤を散布します。
11	「1評価項目及び配点 ③その他 1地域貢献」の項目で、市内に本店・支店・営業所等を有しているかとの質問がありますが、これらは会社登記簿に反映されていることが必要でしょうか。また、豊田市の入札参加資格登録に反映されている必要がありますか。	登記簿及び入札参加資格登録に反映されている必要はありません。